

紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関して具体的な方向性を検討するための基礎資料を作成するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務

(2) 業務の内容

別紙「紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりである。ただし、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて、契約時に仕様を変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

(4) 見積限度額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、令和8年度における御坊市競争入札参加資格者名簿において、建設コンサルタント業務の登録部門で「都市計画及び地方計画」の登録がある者であること。
- (2) 公告の時点及びその後契約締結までの間において、和歌山県又は御坊市の入札参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定に基づく御坊市の入札参加制限を受けている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画

認可の決定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(8) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、国・地方公共団体等（これらが設立した協議会を含む。）が発注する、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域鉄道を対象とした調査業務あるいは計画策定業務を元請けとして履行した実績を有すること。

(9) 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がない者であること。

4. 選定スケジュール（予定）

実施内容	実施期間
1. 質問書提出	令和8年7月14日（火）～7月21日（火）午後5時まで
2. 質問、回答の公表	令和8年7月23日（木）
3. 企画提案書提出	令和8年7月14日（火）～7月28日（火）午後5時まで
4. 書類審査	令和8年7月29日（水）～8月4日（火）
5. 選定結果の通知	令和8年8月上旬（予定）
6. 契約締結	令和8年8月中旬（予定）

5. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒644-8686 和歌山県御坊市藁350番地2

御坊市企画政策部企画政策課（担当：石倉）

電 話 0738-23-5518

F A X 0738-24-2121

電子メール kikaku@city.gobo.lg.jp

6. プロポーザルに関する質問の受付と回答

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 受付期限

令和8年7月21日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

本要領5のとおり

(4) 提出方法

電子メールによること

(5) 回答方法

御坊市のホームページに掲載し、個別には回答しない。掲載期間は、企画提案書受付期

限までとする。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

(URL <https://www.city.gobo.lg.jp/>)

7. 企画提案書類の提出に関する事項

(1) 提出書類

①応募申請書（様式2）・・・1部

②会社概要書（様式3）・・・1部

③企画提案書・・・9部

- ・様式4を表紙とすること。
- ・表紙を除き、10ページ以内とすること。
- ・表紙の他は、A4判任意様式（A3判折込可）とする。

④業務実績調書（様式5）・・・9部

- ・過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）における同種または類似した業務実績を記載すること。

⑤業務実施体制（任意様式）・・・9部

- ・必要に応じて各人員の保有資格や同種又は類似業務の実績等を表記してもよい。

⑥業務工程表（任意様式）・・・9部

⑦参考見積書（任意様式）・・・9部

- ・消費税額及び地方消費税額を含めた額とすること。
- ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

(2) 企画提案を求めるテーマ

テーマ①：市民ニーズ及び紀州鉄道線の利用実態の把握・分析に関する提案

テーマ②：紀州鉄道線が地域にもたらす効果や影響、紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方の検討手法に関する提案

(3) 提出期限

令和8年7月28日（火） 午後5時まで（持参、郵送ともに必着のこと）

(4) 提出先

本要領5のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る）

(6) 企画提案書類の作成及び提出に係る留意事項

- ・企画提案書類は、1提案者につき1件までとする。
- ・可能な限り具体的な表現方法で記載すること。
- ・業務目的を達成するために合理的かつ効果的な実施方法として、独自に考える提案等がある場合には、それを企画提案書に記載すること。

8. 受託候補者の選定

本業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル事業者選定委員会」を置き、以下の審査方法により、受託候補者を選定するものとする。

(1) 選定方法

- ・企画提案書類の内容について、別表審査基準表に基づき数値で評価し、合計点が60点以上の者のうち最高評価点の者を受託候補者として選定する。
- ・最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な者を受託候補者とする。
- ・提案者が1者の場合でも審査を行い、選定委員の評価点の平均点が60点以上であれば受託候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、各提案者に書面及び電子メールにて通知するとともに、以下の内容を本市ホームページにて公表する。

- ・受託候補者の名称及び評価点
- ・次点以下の者の評価点（名称は公表しない）

別表 審査基準表

評価項目		評価のポイント	配点
業務遂行能力	業務実績	・過去5年間に於いて、本業務と同種・類似業務の実績が十分であるか。	10
	業務実施体制	・業務内容を効率的かつ円滑に進める人員を配置し、市の要請や協議等に対して迅速・柔軟に対応できる体制がとられているか。	10
	業務実施工程	・業務実施の工程に無理がなく、適切なスケジュールが設定されているか。	10
	業務理解度	・業務の目的、市の状況等を的確に理解したうえで、企画提案がなされているか。	10
企画提案能力	テーマ①	・市民ニーズ及び紀州鉄道線の利用実態の把握・分析について有効な提案が示されているか。	20
	テーマ②	・紀州鉄道線が地域にもたらす効果や影響、紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方の検討手法について有効な提案が示されているか。	20
	独自提案	・本業務の目的の達成に向けて、本要領及び仕様書に示す事項以外の有効な提案が示されているか。	10
提案価格		・見積金額の算定が妥当であるか。	10
合 計			100

9. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 見積金額が見積限度額を超過した場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (5) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (6) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

10. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と本業務について協議を行い、本業務仕様を確定の上、契約を締結する。

その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 契約保証金

不要とする。

11. 再委託の制限

本業務の契約締結後、市が承諾した場合は、受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができる。但し、総合的な企画・判断・業務遂行管理部分等の本業務における主たる部分を再委託してはならない。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの応募等に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等の審査に関する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出後の書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 適正な審査が行えないと認められる場合や、市にやむをえない事情が生じたときは、手続き等を延期し、中止し又は取消しをすることがある。この場合、市は損害賠償を行わない。
- (7) 提出された書類等は、受託候補者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- (8) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (9) 提出された書類等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて疑義事項の照会を行うことがある。
- (10) 提出された書類は、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地

位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

- (11) 本事業の取組状況や成果については、御坊市のホームページや広報紙等で公表する場合がある。
- (12) 審査及び選定の終了後から契約締結までの間に受託候補者について参加資格要件を満たさない事実が判明したときは、契約を締結しないものとし、また、契約締結後にあっては、契約を解除することがある。